



# あやせ AYASE

# 市議会 だより

No.170

平成28年(2016年)2月  
発行 綾瀬市議会  
編集 議会報編集委員会  
☎0467-70-5644  
メール su3110@city.ayase.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.ayase.kanagawa.jp/gikai/gikaitop.html>

## 綾瀬小学校とながづ児童館に放課後児童クラブの設置が決まる



12月定例会が、11月27日から12月16日までの20日間の会期で開かれました。この定例会では、平成27年度一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算、放課後児童クラブ条例などの制定、綾瀬市市税条例などの一部改正、工事請負契約の締結、指定管理者の指定2件、市道路線の廃止1件、認定2件など、市長から提出された18議案を審議し、それぞれ可決、承認しました。また、請願1件は不採択と決しました。議員提出議案では、意見書2件を可決、3件を否決しました(審議結果は8ページに掲載)。また、陳情は2件を趣旨了承、7件を趣旨不承としました。

### 補正予算

一般会計(第4号)、国民健康保険事業特別会計(第1号)の2会計総額で7451万1000円増額するものです。一般会計では、防火水槽用地買取りのための消防水利事業費などの増が主なもので、2議案をそれぞれ可決しました。

### 条例

○綾瀬市市税条例等の一部を

### 改正する条例

地方税法の改正に伴い、徴収金の徴収猶予及び換価の猶予に係る規定、地域決定型地方税制特例措置に基づく固定資産税の減額割合に係る規定並びに軽自動車税の税率の軽減措置に係る規定を追加するため並びに減免申請期限を納期限までとし納税者の利便性の向上を図るため、所要の改正をするものです。

○綾瀬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

### 定める条例及び綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正をするものです。

○綾瀬市放課後児童クラブ条例

放課後児童クラブの設置に伴う条例と放課後児童健全育成事業の利用者が負担する費用について条例を制定するものです。

○綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園に設置する自動販売機の使用料の算定方法について所要の改正をするものです。

○綾瀬市文化会館条例の一部を改正する条例

文化会館における付属設備の追加に伴い所要の改正をするものです。

○綾瀬市神崎遺跡資料館条例

神崎遺跡資料館の設置に伴い条例を制定するものです。

○綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬スポーツ公園テニスコートの供用開始に伴う本蓼川

1月17日、「市駅伝競走大会」が開催されました。市民スポーツセンターにて。



### 議員提出議案

既存の道路の廃止1件と帰属された道路の認定2件を全会一致で可決しました。

### 議員提出議案

○神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

○国に私学助成の拡充を求める意見書

公私の学費格差をさらに改善し、私学助成の増額を求めるものです。

以上、2議案を全会一致で可決しました。

○沖縄県の地方自治を尊重し過度な介入をしないことを政府に求める意見書

沖縄県名護市の辺野古地域に米軍の新基地建設を進めるために政府が行っているやり方は、地方自治を破壊することにつながる。国は地方自治を堅持・尊重し、自治体に過度の介入をしないことを強く求めるものです。

○TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求める意見書

TPPには、多国籍企業の活動を国家主権の上に置く「ISDS条項」や「ラチェット規定」が盛り込まれているとされ、農業だけでなく、地域経済・雇用、医療・保険、食品安全、知的財産権など、国民の生活や営業に密接にかかわる分野で、日本国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものである。この「大筋合意」を撤回し、調印・批准を行わないことを強く求めるものです。

○改正労働者派遣法の撤回を求める意見書

これまで派遣労働は、職業安定法44条で禁止された労働供給事業の例外として、「臨時的・一時的業務に限る」常

用雇用の代替えとしない」という大原則のもとに労働者派遣法があったが、2015年9月の改定でその大原則が投げ捨てられた。そのため、改定によって期間制限がなくなり、企業は人を入れ替えて、課を変えれば、3年を超えて無制限に派遣を使えるようになる。よって、改正の労働者派遣法は、労働条件の改善と安定雇用を望む派遣労働者の切実な声を踏みにじるものであり、撤回を求めるものです。

以上、3議案をそれぞれ賛成少数で否決しました。

可決した意見書は関係機関に提出しました(意見書の全文は7ページに掲載)。

### 専決処分の承認

一般会計補正予算(第3号)として、防犯灯LED化事業費を計上したもので、全会一致で承認しました。

### 報告

○綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

○綾瀬市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○綾瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○綾瀬市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

○綾瀬市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

○綾瀬市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

○綾瀬市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

○綾瀬市小児医療費助成条例の一部を改正する条例